**平成２８年（フ）第１２７３号**
福岡市南区清水２丁目７番７―401号
債務者　松村　崇志
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加茂　雅也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第１２７９号**
福岡県宗像市深田1022番地31　荒開団地34号、前住所福岡県宗像市樟陽台２丁目12番地24
債務者　丸田　巡一
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　謙一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第４４０号**
仙台市泉区黒松３丁目２番12―204号
債務者　菊地　　淳
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原さやか
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月12日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２８年（フ）第５１４号**
仙台市青葉区通町２丁目17番６―601号
債務者　佐々木尚昭
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高島　梨香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月１日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２８年（フ）第５６１号**
仙台市泉区八乙女中央５丁目６番14―812号、従前の住所仙台市青葉区中山台西12番地の10
債務者　有住　　祐
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹村　恵司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月８日午前11時55分
5　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２８年（フ）第５４４号**
広島市東区福田８丁目７番５号
債務者　水原　晴美
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　埋橋　和人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２８年（フ）第１２７９号**
名古屋市西区枇杷島５丁目10番25号　ベルカーサ301号
債務者　内田　眞澄（旧姓大田）
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第２７０９号**
大阪市住吉区遠里小野１丁目８番24号　ソレイユおりおの202号、前住所大阪府泉大津市助松団地１番10―501号
債務者　山下　　泉
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第２８３０号**
大阪市此花区高見１丁目６番24―505号
債務者　當真清美こと　當眞　清美
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第２９８７号**
大阪市北区長柄西１丁目１番28号
債務者　天摩　聖也
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３０２１号**
大阪市生野区鶴橋２丁目11番28号　ジュネス絹田Ⅲ号館　110号室
債務者　井上　大輔
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３０９５号**
大阪府東大阪市小阪２丁目５番24号　大宝小阪ＣＴハウス　205号
債務者　亀田　雅裕
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３１１６号**
大阪府高槻市西町８番15号　アンフィニィ西町317号
債務者　神里　東樹
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３１２６号**
大阪府大東市野崎２丁目３番７号シェールメモワール301号
債務者　出水　文晨
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３１４５号**
大阪市福島区福島６―５―３プレサンス梅田インテルノ806号室、住民票上の住所福岡県福岡市博多区金の隅３丁目19番23号
債務者　渡邊　　悠
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３２００号**
大阪市旭区大宮４丁目23番23号　グレース大宮201号
債務者　篠原　勝利
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３６７６号**
大阪市北区同心２丁目３番23―1202号、前住所大阪市城東区森之宮２丁目６番961号　石倉方
債務者　山添雪こと　ＹＵ　ＨＳＩＵ　ＨＳＩＡ　游　　秀霞
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部